

研究ノート

中国とルソー

愛知県立大学外国語学部中国語学科教授
川尻 文彦

本稿を「中国とルソー」と題したその由来について若干述べる。私は、以前拙稿「中国における「社会契約論」受容の諸相」（以下、拙稿）を今は亡き野澤豊氏が主宰した『近きに在りて』（第52号、2007年）に発表した。この論文は自分自身力をこめて書いたつもりであり、学界でも一定の反響があった。ただしタイトルについてはある著名な学者から、社会契約論となるとロック、ホブズ等もっと幅広いものになるので、少し違うのではないかとのご指摘をいただいた。私としては拙稿タイトルの「社会契約論」はルソーの『社会契約論』を念頭においたつもりだったが、論文タイトルとしては説明不足だったかもしれない。拙稿は、ルソーの『社会契約論』という本が、清末時期においてどのように理解されたのかを中国近代思想研究の立場から考察したものであった。その際に、「東洋のルソー」中江兆民らが行ったルソー著作の訳業を清末中国への仲介者として非常に大きな位置を占めていたことに着目し（島田虔次ら先学の示唆的研究がある）、資料的な根拠とした研究でもあった。拙稿発表後10年以上たち西洋思想研究としてのルソー研究はもとより、中国におけるルソー研究もいささか進展があった。ここでは研究備忘録程度のレビューしかできないが、現在の研究状況を簡単に紹介し、今後の研究の方向性を探りたい。

一

ルソー（1712-1778）は1712年、カルヴァン派の都市共和国ジュネーブに生まれた。周知の通り、ルソーは文明批評家、政治哲学者、小説家、作曲家などさまざまな顔をもつ。ルソーの著書、日本でのルソー受容に即して言えば、明治初期には『社会契約論』が、明治末期には『告白』が、大正時期になって『エミール』がそれぞれ熱烈に読まれるようになった。日本では三度の「ルソー・ブーム」があったのである。

中国の学术界におけるルソー・イメージは、中国革命の象徴としてのイメージと社会契約論の思想家としての二種類のイメージに分かれる¹。後者の社会思想家としてのルソーについては現代の政治哲学研究の領域になり、私の研究範囲外となるので、ここでは割愛する。以下では主に前者の

中国革命の象徴としてのルソー・イメージについて述べたい。ルソーについての紹介は在華宣教師らの報刊で断片的に言及されたのを除けば、日清戦争後の清末時期にはじまる。革命宣伝紙『蘇報』に載った「論黄梨洲²」（1902年）には盧梭（ルソー）の『民約論』が「革命主張」を唱えるものとして歓迎されたと記している。周知の通り、中国同盟会の発行した『民報』（創刊号、1905年）には中国と西洋の聖哲の画像が掲げられているが、孔子、墨子、ワシントンと並んでルソーの画像が掲げられ、その紹介文には「世界第一民権主義大家盧梭」とある。皇帝支配下の清朝においてルソーは「主権在民」（人民主権）思想を提供するものとして受け入れられた。つまり清朝打倒の「革命」を理論的に支えるものであった。この「主権在民」思想については、馬君武が「帝民説」を『民報』第二号に発表し、盧梭の『民約論』は帝民の説を唱えているとしたうえで「帝民」（以民成帝）即盧梭的「主権在民之説」と言っている。

じつはこれに先立ち、梁啓超が「盧梭学案」（1901年）でルソーを系統的に紹介し、中国の思想界ではじめてルソー学説に対する本格的な解説をした。ただしこの「盧梭学案」が中江兆民『理学沿革史』の「翻案」であることはまだ中国人研究者の常識にはなっていないようである。『理学沿革史』はフランス人哲学者フイエ（Alfred Jules Émile Fouillée、1838-1912）の著作 *Histoire de la Philosophie*, 1875 の中江兆民による翻訳である（意識的箇所も散見されるようである）。フイエのルソー理解と中江兆民のフイエ理解という二重のフィルターを通じて、梁啓超は独自のルソー理解を獲得した。そこにはフイエと中江兆民の「二重」の「翻訳」を経ているのである。梁啓超の「盧梭学案」を分析する際にはそのような「背景」を無視することはできまい。梁啓超は「主権在民」の革命的な観念に着目すると同時に、それを政治実践に活用する意図ももっていたとされる。しかし、梁啓超はその後、ブルンチュリの理論を導入することによって、ルソーを批判するようになり、国家の重要性を強調し、開明専制を唱えるようになったとされる³。

近代中国における西洋思想紹介の第一人者として著名な嚴復はもともと天賦人權思想や主権在民思想を吸収し『民約論』についても擁護していた。しかし戊戌政変後、『民約論』についても擁護していた。しかし戊戌政変後、『民約論』についても擁護していた。

- 1 袁賀・談火生「導論：盧梭的中国面孔——中国盧梭研究百年術評」（袁賀・談火生編『百年盧梭——盧梭在中国』吉林出版集团有限责任公司、2015年）。この『百年盧梭——盧梭在中国』に加え、黄徳偉編『盧梭在中国』（香港中文大学出版社、1997年）は、ルソー研究の代表的文献を収録した有益な資料集である。
- 2 黄梨洲は明末清初の思想家黄宗羲。清末に至って革命の先駆者としてにわかに顕彰された。
- 3 川尻文彦「梁啓超の政治学——明治日本の国家学とブルンチュリの受容を中心に」『中国哲学研究』第24号、東京大学中国哲学研究会、2009年。

論』を批判するようになったと言われる⁴。嚴復の「民約平議」(1914年)がそのあらわれである。この嚴復の「民約平議」に対しては、章士釗による「讀嚴幾道『民約平議』」(『甲寅雜誌』第一卷第一期、1914年)の批判論文があるが、嚴復のルソー解釈については学界でもまだ定論がないようである⁵。例えば、清華大学の蔡樂蘇が言うには、嚴復思想は内在的に一貫しており天賦人權説には終始反対していた、嚴復がルソーを批判した目的は康有為、梁啓超らが宣伝するルソーの民権思想、平等思想を攻撃するものであった、と。従来の定説に異を唱えるが、蔡樂蘇説に対しても異論が存在する。

二

革命者ルソー像が中国において広まったのは、フランス革命の理論的指導者としてルソーを理解する傾向が強かったからであろう。しかしこれは歴史的な事実には照らして正確な理解とはいえない。ルソーはフランス革命を理論的に準備したわけでもなく、主導したわけでもないことは、西洋史の「常識」に属する⁶。ルソーは1789年にフランス革命が始まると急進的なロベスピエールら山岳派の理論的支柱となり、フランス革命がルソーを発見したといわれた。その後、ルソーはフランス革命の偶像として崇められた。しかし、革命の熱狂がさめると、今度は一転してルソーはジャコバン共和主義の源流とされ(ルソーは人民主権を阻害するとして代議制を否定した)、コンスタンら自由主義の立場から厳しく批判された。ルソー型民主主義は自由主義と相容れないものとされたためである。その後、ジャコバン独裁と結びつけたルソーに対する否定的評価は学界におおむね定着し、ラッセル『西洋哲学史』(1945年)やタルモン『全体主義的デモクラシーの起源』(1952年)にも通底するとされる。

しかし清末中国においては当初、ルソーの紹介が主に「革命派」によって担われていたこともあって、フランス革命とルソーが無条件に結び付けられ、ルソーをフランス革命の英雄とみなす傾向が強かった⁷。それは中国におけるルソーの諸著作の翻訳状況と関係がある。

清末時期には、ルソー『社会契約論』の中国語訳は日本

語からの重訳が主流であり、翻訳の質に多くの問題があり、ルソーに対する深い理解を妨げていた。明治日本におけるフランス学の鼻祖中江兆民(1847-1901)は1871年に岩倉使節団に同行し、その途中1872年にフランスに留学、リヨンとパリに二年余り留まった後、日本に帰国。パリでルソー研究を手がけたとされ、1874年に麹町の自宅に仏蘭西学舎を開き、『民約論』の翻訳草稿(和文)を完成させていたといわれる。1882年に漢文訳『民約訳解』(ただし『社会契約論』第2編第6章まで)を出版し、日本国内で大きな反響を呼ぶとともに、漢文訳ということで読解が容易なため中国知識人にも盛んに参照された。なお1877年にはすでに服部徳による『民約論』の本邦初訳が書き下し文体で刊行されており(ただし服部徳はフランス語原文がよく理解できておらず誤訳が多い)、1883年に原田潜によってこの服部徳訳を下敷きにした翻訳が出版された。

清末中国においては、中江兆民の『民約訳解』は1898年に上海文芸書局から『民約通義』と題して翻刻出版されたとされる(その後1910年に『民報』第26号に『民約論訳解』として採録)。楊廷棟によって原田潜訳からの重訳が1900年に『訳書彙編』に部分訳で掲載され、その後1902年に『路索民約論』が上海作新社解明書局から出版された。いずれも粗悪な翻訳に過ぎない。フランス語を能くした馬君武による全訳『足本盧騷民約論』(上海中華書局)が刊行されたのはようやく1918年になってからである(前出の馬君武「帝民説」では『社会契約論』の数行を紹介しているにすぎない)。つまり1918年にいたるまでは、中国知識人がルソー思想を研究しようにも依拠すべきテキストがなかったのである。

さて、近年、学術研究の分野でもグローバル化が進展し、国際的なネットワークをもつ「ルソー学」研究者集団が形成されてきている。2012年はルソー生誕300周年にあたり、2012年を前後して国内外でルソー関連の著作の出版や国際シンポジウムの開催が相次いだ。ポストモダン思想による「近代」への問い直しが一巡したあと、現代の知的世界に「ルソーの回帰・ルソーへの回帰」と呼んでいい現象が起こっているといってもよいほど、ルソー研究は活況を呈している⁸。従来の『社会契約論』を中心にした政治哲学者としてのルソー像のみならず、ルソーの多彩な側面に焦点が当てら

4 鄭師渠「嚴復と盧梭的『民約論』」『福建論壇』(文史哲版)、1995年第2期。

5 余金剛『晚清時期盧梭在中国的政体形象問題研究』(鄭州大学出版社、2018年)。同書はルソーの清末中国におけるイメージを大量の資料を用いて丹念に追ったものであり、ルソーが革命シンボルになっていく過程が描かれる。

6 このような理解は高校世界史レベルの話にすぎず、じつはルソーとフランス革命の関係は学界でのホットなテーマであり続けている。フランス革命にかかわった人たちがすべてがルソーを意識していたことはおそらく否定できないが、『社会契約論』で示された国家体制をそのまま現実化できると考えたわけではない。『フランス革命を考える』(大津真作訳、岩波書店、1989年)で話題を呼んだフランソワ・フェレは、にもかかわらず、両者を政治理念の上で完全に切断されていると主張した。

7 中国知識人のフランス革命に対する理解は次第に深化し、またフランス革命に対する評価は揺れうごきながら変化していった。田中治男・木村雅昭・鈴木董編『フランス革命と周辺国家』(リポート、1992年)に収録された佐藤慎一「フランス革命と中国」および宮村治雄「「開化」と「革命」——日本におけるフランス革命」。宮村治雄論文は中国に影響を与えた明治日本のフランス革命理解を知るのに役立つ。

8 三浦信孝「まえがき 現代によみがえるルソー」(ブリュノ・ベルナルディ著、三浦信孝編『ジャン=ジャック・ルソーの政治哲学——一般意志・人民主権・共和国』勁草書房、2014年) i頁。

れ、研究者が描くルソー像が変容してきている⁹。同時に古くからさまざまな解釈がされてきたルソーの「一般意志」説などの究明にさらなる力が注がれている。実際、最新のルソー研究の成果を踏まえて、近代中国におけるルソー問題に取り組む試みもあらわれている¹⁰。前出の『百年盧梭——盧梭在中國』をひも解いてみると今日の中国におけるルソー研究の状況が一瞥できる。18世紀の思想や文学研究の立場からルソーを研究するものよりは、現代の政治哲学の領域からのルソー研究が過半を占めている。「公意」、「共通意志」、「立法」、「社約」等をめぐる政治哲学、政治学的研究である。私のような中国近代思想や中国近代史からの研究は思いのほか少ない。中国共産党支配の下でのいまの中国で「政治」や「立法」というものはいかなるものであるか、アクチュアルな問題関心からルソーに接近し、ルソーから何かを汲み取ろうとしているのであろう。そのような研究成果は貴重である。しかし、舞台を清末中国に戻してみれば、「代議制」批判や「一般意志」などのルソーの重要な主張は、清末当時の知識人たちが理解できなかったのはいわば当然である¹¹。後世の歴史家の高みに立った「理解できていなかった」的な「断罪」では研究は完結しないことだけは確認しておきたい。清末当時の歴史的、思想的コンテクストに定位するという地道な学問的作業が必要とされるであろう。

三

私は上で示唆した通り、清末における『民約論』について未開拓の研究領域は数多く残されていると考えている。紙幅が限られているので、ここでは近年の研究成果から「翻訳」にかかわる論点だけを一点、指摘したい。

中江兆民『民約訳解』が清末中国に「直輸入」されたとは私は指摘した。日本思想史研究者の渡辺浩がいうには、中江兆民がルソーをどう理解したのか、という研究は多い。しかし「兆民の立場に立ち、その立場から見てルソーの議論のどこに説得力や魅力があり、どこに問題点や欠点があった」のかを指摘した研究は少ない¹²。渡辺浩は *liberté, égalité, volonté générale* の概念に即して中江兆民とルソーの見解の異同を検討した。また二人の間にある道徳観や宗教観の超えがたい溝についても指摘している。ここではすぐに渡辺浩の貴重な指摘の当否を検討することはできない。しかし、清末中国におけるルソー理解が明治日本からの「重訳」という宿命を帯びている以上、「輸出元」の明治日本について資料面でも研究分析面でもやるべき仕事は多く残されているのではと私は感じている。

9 桑瀬章二郎編『ルソーを学ぶ人のために』（世界思想社、2010年）、『思想』（1027号、2009年11月、「ジャン＝ジャック・ルソー問題の現在」特集号）、桑瀬章二郎『嘘の思想家ルソー』（岩波書店、2015年）ほか。

10 『思想史』（第三号〔専号：盧梭与早期中国共和〕聯経出版（台北）、2014年）に寄稿した研究者（王晓琴、范広欣、蕭高彦）たちはおおむね政治哲学を専攻し、これまでの歴史学的、思想史的なアプローチとは趣が異なる。

11 セリーヌ・ワン [王晓琴] [坂倉裕治訳] 「人民」と「社会契約」——中国におけるルソーの受容（氷見文雄・三浦信孝・川出良枝編『ルソーと近代——ルソーの回帰・ルソーへの回帰』風行社、2014年）

12 渡辺浩「兆民、ジャン＝ジャックを裁く——中江兆民がルソーから学んだことと拒否したこと」（前掲、氷見文雄ほか『ルソーと近代——ルソーの回帰・ルソーへの回帰』）